

当文教厚生委員会に付託された案件については、本日、午前10時から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第59号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り主な質疑として、

生活困窮者自立支援事業のうち、リモート相談システム導入委託料について、主な用途はどのようなことを想定しているか。また、今後のスケジュールはどのように考えているか。とに対し、

生活援護課と社会福祉協議会をリモートでつなぐことで、相談者が両施設へ足を運ぶ必要がなくなり、より円滑な相談ができます。

今後のスケジュールは、本議案の議決後ただちに契約を行い、9月に工事、10月には運用開始したいと考えています。とのこと。

学校保健体育事業について、これまで消毒液等を購入する際は、まとめて購入したものを各学校に配っていたが、今回は各学校で購入することになっている。手法を変えたのはなぜか。

また、各学校で購入することにより、不必要なものを購入してしまうという懸念があるが、どう対応するのか。とに対し、

本事業は愛知県の事業に沿って実施しており、各学校で必要なものを購入してもらうという県の意図に従って運用したいとするものです。

各学校が購入するものの一覧を事前に学校教育課に提出してもらうなど、連携しながら購入することになっています。とのこと。

新生児臨時特別給付金給付事業について、本事業は4月28日以降に出産した保護者に対し、国の特別定額給付金と同額の10万円と併せて出産祝品を渡すとのことだが、4月27日以前に出産した人との不公平感が生じてしまうことが懸念されるがどうか。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で困っている方への支援として考えると、より実用的なものにすべきだと思う。この度は、税金の用途をどのように精査して決定したのか。とに対し、

出産祝品については、あくまで新生児臨時特別給付金に添えてお贈りするものであるため、現段階では、現状の内容で実施したいとするものです。

ただし、4月27日以前に出産した方との公平性についても、今後検討したいと思います。出産祝品の内容については、お祝いの気持ちをお伝えすることができ、かつ実用的な品を選択したものです。また、新型コロナウイルス感染症でお困りのなか出産を迎え、国の特別定額給付金も貰えず、不公平感を抱きながら不安に過ごしてこられた保護者の方々に対し、市として対応が遅くなってしまったことへのお詫びの意味も含んでいます。とのこと。

民間児童福祉施設職員応援給付金について、本事業は県の給付事業にあわせて市も業者に対し給付を行うものだが、給付の内訳はどのようなか。また、規模の異なる各施設に一律の金額を給付することが不公平でないか懸念されるがどう考えているか。とに対し、

本事業は、対象の事業所に対し、県と市からそれぞれ10万円ずつ給付を行うものです。給付金額については、必ずしも職員に直接給付するものでなく、福利厚生充実などにも使用していただけるため、県の支給方法と同様に各施設一律の給付としたいとするものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成少数をもって否とすることに決定しました。

次に、議案第60号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

本市で導入するタブレット端末について、国の補助があるものと、市が負担するものの内訳や、契約形態はどのようなになるのか。また、異なる契約であると導入内容に違いはあるのか。とに対し、

この度契約したいとする、全体のうち3分の2の端末については、国の補助を受け、端末を購入する契約を行うものです。残りの3分の1については、別にリース契約で導入する予定です。

それぞれの契約で購入した端末については、どちらも同様の仕様で契約するため、内容が異なることはありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。